

最先端研究開発支援プログラムにおける「国民との科学・技術対話」の推進について

平成 22 年 6 月 19 日

科学技術政策担当政務三役

総合科学技術会議有識者議員

「『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)」(平成 22 年 6 月 19 日 科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定。以下「基本方針」という。)に基づき、最先端研究開発支援プログラムの中心研究者等が行う「国民との科学・技術対話」(以下「科学・技術対話」という。)に関して以下の事項を決定する。

1. 対象

全ての中心研究者(共同提案者でもよい。以下同じ。)

2. 実施期間及び実施回数

中心研究者は、「最先端研究開発支援プログラムの中心研究者、研究課題、研究支援担当機関及び研究計画について」(平成 22 年 3 月 9 日総合科学技術会議)が定める補助事業期間内において、各年度 1 回以上科学・技術対話を行うものとする(平成 21 年度を除く)。

3. 実施方法

- 基本方針の趣旨に合致する活動であれば、実施方法は問わない。
- 平成 22 年度については、「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」(平成 22 年 4 月 27 日総合科学技術会議)に基づき、最先端研究開発戦略的強化事業調整会合が別途定める方法で実施する一般シンポジウムにおいて科学・技術対話を行ってもよい。
- 基本方針に示す大学・研究機関等が取り組むべき事項は、中心研究者の所属機関に代わり、研究支援担当機関が行う。

4. 経費

科学・技術対話に必要な経費は、平成 22 年 3 月 9 日に配分額を決定済みの先端研究助成基金助成金(以下「助成金」という。)から支出するものとする。このため、

- 会議開催費、旅費、印刷費、運搬費、レンタル費等、科学・技術対話を行うために直接必要な経費は助成金の研究開発事業経費から支出できるものとする。
- 事務職員等の支援体制を整備するために必要な経費、科学・技術対話を行う場の提供に必要な経費等、研究支援担当機関が科学・技術対話のための環境を整備するために必要な経費は、助成金の研究環境改善等経費から支出す

る。

5. 評価

「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」(平成 21 年6月 19 日総合科学技術会議)に基づき総合科学技術会議が行う中心研究者からの研究状況の聴取における聴取事項及び事後評価における評価事項には、科学・技術対話の実施の有無を含めるものとする。また、研究支援担当機関による科学・技術対話のための環境の整備に係る取組内容を併せて確認する。